

下関市国際交流推進事業費補助金交付要綱

平成26年3月13日制定

(平成28年4月1日一部改正)

(平成30年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、下関市内の国際交流を推進する団体（以下「推進団体」という。）及び小中高等学校（中等教育学校を含む。）での海外の学校の受入れを支援する団体（以下「支援団体」という。）が実施する事業に対し助成することにより、国際交流の円滑な推進と醸成を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 市は、次条に掲げる事業を行う推進団体又は支援団体に対し補助金を交付する。

2 推進団体とは、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 広く市民の参加を得られる国際交流活動を行っていること。
- (2) 国際交流活動を継続して行っていること。
- (3) 規約又は会則等を制定し、会費等により運営されていること。
- (4) 構成員が5人以上であること。

(補助対象事業)

第3条 推進団体が実施する次の事業を下関市国際交流推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の対象事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) ホームステイ受入事業
- (2) ボランティア通訳等を養成する事業
- (3) 語学講座事業（営業行為を除く。）
- (4) 多文化共生のまちづくりに関する事業

2 支援団体が実施する次の事業を補助対象事業とする。

- (1) 海外の学校の受入れに関する事業
- (2) ホームステイ受入事業

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助対象事業から除くものとする。

- (1) 他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 補助金申請時に完了済みの事業
- (3) その他補助することが適当でないと認められる事業
(補助対象経費)

第4条 前条第1項に定める補助対象事業に要する経費のうち、補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前条第2項に定める補助対象事業に要する経費のうち、補助対象経費は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 推進団体に交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1の範囲内で市長が定める額（10万円を超えるときは10万円とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

2 支援団体に交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1の範囲内で市長が定める額（2万円を超えるときは2万円とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(制限)

第6条 原則として同一の推進団体又は支援団体への補助は、同一年度につき10万円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする推進団体又は支援団体は、下関市国際交流推進事業費補助金交付申請書（推進団体用）（様式第1号）又は下関市国際交流推進事業費補助金交付申請書（支援団体用）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の下関市国際交流推進事業費補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 対象経費算出内訳

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付して交付を決定することができる。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは下関市国際交流推進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付を決定したときは下関市国際交流推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該推進団体又は支援団体に通知するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた推進団体（以下「補助推進団体」という。）又は支援団体（以下「補助支援団体」という。）は、交付の決定を受けた補助金に係る補助対象事業を、この要綱及び補助金の交付の決定に付された条件に従い実施するとともに、善良な管理者の注意を持って事業を推進しなければならない。

2 補助推進団体及び補助支援団体は、補助金対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備するとともに、これらの帳簿及び関係書類を当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助推進団体及び補助支援団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は前項の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助推進団体又は補助支援団体は、第8条の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第11条 補助推進団体又は補助支援団体は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 補助推進団体又は補助支援団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第12条 補助推進団体又は補助支援団体が補助対象事業を完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日までに次に掲げる書類を添えた下関市国際交流推進事業費補助金実績報告書(補助推進団体用)(様式第5号)又は下関市国際交流推進事業費補助金実績報告書(補助支援団体用)(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の成果を記載した書類

(2) 補助金に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う調査の結果、補助対象事業の実施が適当であると認めるときは、下関市国際交流推進事業費補助金金額確定通知書(様式第7号)をもって補助推進団体又は補助支援団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置を取るべきことを補助推

進団体又は補助支援団体に対して指示することができる。

- 2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第15条 第13条の通知を受けた補助推進団体又は補助支援団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に当該通知により確定した補助金額を記載した補助金請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず当該事業が長期間にわたる場合で、市長が特に認めるときは、第8条第2項の規定による通知の範囲内で、補助推進団体又は補助支援団体の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

- 3 前項の規定により概算払を受けようとする補助推進団体又は補助支援団体は、補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、概算払を行った補助金について、第13条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び支払については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助推進団体又は補助支援団体に当該請求額を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は補助推進団体又は補助支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助推進団体又は補助支援団体に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は第13条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第18条 補助推進団体又は補助支援団体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助推進団体又は補助支援団体が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長の定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(補助金の流用の禁止)

第19条 補助推進団体又は補助支援団体は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第20条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市国際交流推進事業費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市国際交流推進事業費補助金交付要綱に基づき

交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市国際交流推進事業費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市国際交流推進事業費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1（第4条関係）

推進団体 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
ホームステイ受入事業	ア 研修、会議、交流会等の会場使用料 イ 近郊地域の見学に係る参観料及びバスの借上げ等に係る費用 ウ 引率者、通訳等の宿泊費用 エ 通訳謝礼 オ 広報費 カ 通信費 キ コピー代 ク その他上記に準ずるもの
ボランティア通訳等を養成する事業	ア 会場使用料 イ 講師謝礼（受講料等で負担することができない場合に限る。） ウ 教材費（受講料等で負担することができない場合に限る。） エ 通信費 オ コピー代 カ その他上記に準ずるもの
語学講座事業（営業行為を除く。）	ア 会場使用料 イ 講師謝礼（受講料等で負担することができない場合に限る。） ウ 教材費（受講料等で負担することができない場合に限る。） エ 通信費 オ コピー代 カ その他上記に準ずるもの
多文化共生のまちづく	ア 本市の歴史、文化等の理解促進のため観光施設

りに関する事業	等の視察に要する費用 イ 研修、会議、交流会等の会場使用料 ウ 講師謝礼（受講料等で負担することができない場合に限る。） エ 教材費（受講料等で負担することができない場合に限る。） オ 広報費 カ 通信費 キ コピー代 ク その他上記に準ずるもの
---------	--

別表第2（第4条関係）

支援団体 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
海外の学校の受入れに関する事業	ア 交流会等の開催に係る費用 イ その他上記に準ずるもの
ホームステイ受入事業	ア 研修、会議、交流会等の会場使用料 イ 近郊地域の見学に係る参観料及びバスの借上げ等に係る費用 ウ 引率者、通訳等の宿泊費用 エ 通訳謝礼 オ 広報費 カ 通信費 キ コピー代 ク その他上記に準ずるもの